

令和 7 年度松川町一般会計補正予算（第 3 回）の専決処分について

令和 6 年度に実施した、定額減税を補足する給付金（調整給付）の不足額給付事業について、令和 6 年分所得確定により対象者と支給額を精査した結果、令和 7 年度一般会計補正予算（第 1 回・6 月補正）において見込んだ事業費と差異が生じたため不足する経費の補正予算を専決処分しました。

1. 専決日

令和 7 年 8 月 1 日（金）

2. 補正予算概要

（単位：千円）

補正予算額	補正前の額	計（補正後）
36,226	8,889,468	8,925,694

歳 入		歳 出	
国庫支出金	36,226	民生費	36,226
合 計	36,226	合 計	36,226

3. 事業内訳

（単位：千円）

No.	事 業 名		補正額	内 容 等			
1	【拡充】 生活支援給付事業 (不足額給付)		36,226	令和 6 年度に実施した「定額減税を補足する給付金（調整給付）」において支給額に不足が生じた方に対して給付金を支給します。6 月補正で見込んだ事業費と差異が生じた金額を補正します。			
				令和 6 年分所得確定に伴い精査した事業費と不足する予算額			
				・ 給付金 68,000 千円（33,000 千円不足） ・ 事務費 6,000 千円（ 3,226 千円不足） 合計 74,000 千円（36,226 千円不足）			
	主な財源			主な歳出			
				○国庫支出金	36,226	○扶助費（給付金）	33,000
	担当	保健福祉課					